

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年10月24日

木造住宅の無料簡易耐震診断の対象を拡大します

埼玉県では、昭和56年5月以前の「旧耐震基準」によって建築された木造住宅を対象に、職員がパソコンソフトにより無料簡易耐震診断を行い、木造住宅の耐震化を促進してきました。

一方、平成28年4月に発生した熊本地震においては、旧耐震基準の木造住宅だけでなく、平成12年6月の建築基準法改正前の基準で建てられた新耐震基準の木造住宅にも倒壊等の被害が確認され、地震被害の抑制に向けた取組の必要性が認められました。

建築物の耐震化を促進するためには、所有者が震災対策を自らの問題として認識することが重要です。そこで、埼玉県では平成12年6月の建築基準法改正前（平成12年5月31日以前）に建築された木造住宅も、無料簡易耐震診断の対象とすることとしたのでお知らせします。

対象の住宅をお持ちの方は、地震に対する安全性を確認し、結果を建て替えや耐震改修にお役立てください。

1 診断対象

平成12年5月31日以前に建築された1～2階建てかつ延べ面積500平方メートル以下の木造住宅。（さいたま市を除く）

（建築時期を昭和56年5月31日以前から平成12年5月31日以前に拡大）

2 実施場所

各建築安全センター（埼玉県HPに掲載）

3 申込方法

所在地を所管する建築安全センターに、事前連絡の上、直接書類を持参してください。

なお、無料簡易耐震診断を実施している市町もありますので、御確認ください。

詳細は、ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/all106/muryoushiandan.html>) を参照してください。